

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

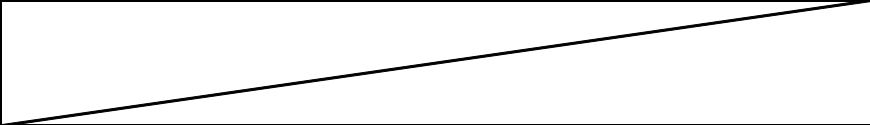
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	29
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって規則で定めるもの 【新宿区高齢者住宅設備改修給付事業実施要綱(平成23年2月2日付け22新福介給第925号)第5条の規定による住宅の設備改修の費用の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務】
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第3号 日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	新宿区高齢者住宅設備改修給付事業実施要綱第1条、第2条第1項

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第一条 この事業は、<u>高齢者のいる世帯</u>に対し、その者の居住する住宅の設備改修を行うことにより、転倒防止、動作の容易性の確保、介護の軽減等を図り、これにより<u>高齢者の在宅での生活の質を高めることを目的とする。</u> 第二条 給付対象者は、<u>区内に住所を有する65歳以上の者であつて、身体機能の低下等により、住宅の設備改修が必要と認められる別表の対象者欄に定める者(以下、対象者という。)</u>とする。別表(抜粋) 対象者 <u>介護保険法の認定結果が「要支援」又は「要介護」の判定を受けた者で、既存の設備の使用が困難であること。(種目 浴槽の取替え・便器の洋式化)、対象者 椅子を使用する者で、既存の設備の使用が困難であること。(種目 流し、洗面台の取替え)</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区高齢者住宅設備改修給付事業実施要綱(平成23年2月2日付け22新福介給第925号) ・介護保険法施行令